

宮城一斉滞納整理強化月間

市税の納め忘れはありませんか？

11～12月は「宮城一斉滞納整理強化月間」です。

この期間は、県と市町村が連携し、徴収対策を集中して実施します。

皆さんに納付いただいている市税は、保健衛生、教育、道路、下水道、消防など、さまざまな行政サービスのほか、東日本大震災からの復旧・復興事業に使われており、私たちの暮らしを支える大切な財源です。

そこで何の事情もなく市税を滞納したまま放置している方に対しては、税負担の公平性を保つため、法令に基づき財産の差し押さえなど滞納処分を行うこととなりますので、納期限までに必ず納めましょう。

宮城県地方税滞納整理機構

との連携

市では、納税の意思がないと判断された場合や滞納が高額な案件などについて「宮城県地方税滞納整理機構」に移管し、徹底した調査や差し押さえなどの滞納処分を行っています。

宮城県市町村合同公売会

in 登米

県および市町村が税金の滞納者から差し押さえた動産を売却します。

入場は無料で、落札物はその場で持ち帰れますので、ぜひご参加下さい。

実施日時／11月12日(土) 9時～

※詳細については、県ホームページおよび県政だよりをご覧ください。

場所／登米市迫体育館(登米市迫町佐沼字中江2丁目6-1)

※駐車場は、登米市役所の駐車場をご利用ください。

当日必要なもの／購入代金、印鑑、身分証明書、上履き、代理で入札する場合は委任状

問／県税務課
(☎02271211123226)

県地方税徴収対策室
(☎0227121116681)

☞ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/goudoukoubaikai.html>

「税を考える週間」

11月11日(金)～17日(木)は「税を考える週間」として、全国各地で税に関する催しが開催されます。

●納税書道展

内容／市内小学校の作品展
期間／11月11日(金)～17日(木)

場所／市役所2階市民ホール
※岩沼市納税貯蓄組合連合会との共催です。



●エフエムいわぬま放送

エフエムいわぬまの番組「あるまちの市役所情報」で税について分かりやすく放送します。

※放送内容など詳しくは、24ページをご覧ください。



問／税務課 (☎内線2533～2555)

ねんきん月間

11月は、年金を身近なものとして意義や役割を理解していただくための「ねんきん月間」となっています。

国民年金をはじめ公的年金は、現役世代が高齢者世代を支え、今の現役世代が将来高齢者になったときはそのときの現役世代が支える、支え合いの制度です。いずれは訪れる老後の生活に、公的年金は終身保障で生涯にわたり安定した収入を確保してくれます。この機会に公的年金について考え、より知識を深めましょう。

また、11月30日(いいみらい)は、ご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し老後の生活設計に思いを巡らせていただく「年金の日」となっています。ぜひ、この機会に年金記録照会や年金見込額試算などのサービスをご利用いただける「ねんきんネット」をご活用ください。

●国民年金保険料について

平成28年4月～平成29年3月分の国民年金保険料は月額1万6260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機

関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。割引率の高い2年前納や1年前納を新たにご希望の方は、2月末までに申し込みください。

保険料の納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的に保険料を納めることが難しい場合は保険料を免除または猶予できる制度があります。免除・納付猶予制度は所得審査がありますので、市民課国民年金係までご相談ください。

●納めた国民年金保険料は全額社会保険料控除の対象です

年末調整・確定申告の手続きにおいて、社会保険料控除の適用を受けられる場合は、保険料を納めたことを証明する書類として「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または「領収証書」を添付してください。

控除証明書は、日本年金機構から2回にわけて送付されます。
①平成28年1月1日～9月30日に保険料を納めた方：11月上旬

②平成28年10月1日～12月31日に今年初めて保険料を納めた方：平成29年2月上旬

過去の滞納や免除期間中の保険料、後納保険料を平成28年12月31日までに納めた方も控除を受けることができます。また、生計を共にしているご家族の保険料を納めた場合も、納付したご本人は社会保険料控除の適用を受けることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書、もしくは領収証書を添付して申告してください。

控除証明書についてのご照会は、控除証明書のがきに表示されている番号にお問い合わせください。

問

国民年金の相談など

仙台南年金事務所 国民年金課
(☎022-2246-5114)

受給に関するご質問

仙台南年金事務所お客様相談室
(☎022-2246-5115)

国民年金の手続など

市民課 国民年金係
(☎内線225・226)

税務署からのお知らせ

確定申告書の作成に当たっては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただく大変便利です。

当ホームページでは、電子申告による申告書の提出のほか、申告書を書面で作成し、そのまま郵送などにより税務署窓口へ提出することができます。
※確定申告期間中は24時間対応しており、いつでもすぐに申告書を作成できます。

平成28年分の所得税等確定申告においては、申告会場を平成29年2月16日(休)からアズテックミュージアムに開設いたします。

※申告会場は税務署内に開設いたしませんので、ご注意ください。

問／仙台南税務署

(☎022-3306-8001)

平成28年分年末調整説明会

日時／11月17日(木) 13時30分開始
(受付：13時～)

場所／市民会館中ホール
対象者／市内の給与支払者

問／仙台南税務署 法人課税第一部門 源泉所得税担当

(☎022-3306-8001
内線254)